

会 告

総合講演・企画特別講演アブストラクトの著作権の委譲について

2010年1月16日

社団法人 日本数学会

理事長 坪井 俊

日本数学会では1997年度から総合講演および企画特別講演のアブストラクト集を編集し、主に年会および秋季総合分科会において頒布してきました。これらの講演のアブストラクトは10ページにもおよび、学術的にも貴重な総合報告ともなっておりますので、日本の数学界の研究活性化および若手研究者育成に大きく寄与すると思われまふ。このことを考慮に入れて、日本数学会は独立行政法人科学技術振興機構（JST）が運営しますJournal@rchive にアブストラクト集をアーカイブに加えることを申請し、受理されました。その結果、2008年度以前のアブストラクト集がアーカイブされることとなりました。このことに伴い、2009年度以降のアブストラクト集を同じくJSTが運営しますJ-Stage上で公開することを2009年度11月の定例理事会で決定しました。

日本数学会ではこれまで、これらのアブストラクトの著作権に関して具体的な規定を設ける形で、著作権者から著作権（の一部）を譲渡して頂く手続きを行ってきませんでした。一方、上記で説明しましたアーカイブを実現するためには、講演者から複製権および公衆送信権の委譲を受けていることを明確にする必要が生じます。そこで、1997年度以降、2009年度以前の総合講演・企画特別講演のアブストラクトについて、日本数学会に著作権者より著作権（複製権および公衆送信権）を委譲していただくことをお願い申し上げます。具体的には、次の3項目に、著作権者のご了承を頂きたいと考えております。

1. 日本数学会は、学術目的のために該当するアブストラクトの全部または一部を複製する権利、および公衆送信する権利を有する。
2. 日本数学会は、学術目的のため、第三者に上記1と同様の権利を行使させる権利を有する。現時点では、本会ホームページ上に掲載の『「総合講演・企画特別講演アブストラクト」著作権ならびに電子的公開に関する規約』
http://mathsoc.jp/meeting/kikaku/abst_copyright20091107.pdf に添った運用をする。
3. 上記1, 2の行為によって収入がある場合は、この収入を本会の運営費用に当てる。

以上のことに関して、会員でない著作権者に対しては本文と同じ趣旨の依頼のための文面を郵送します。また、本会の会員である著作権者については、本会告および本会ホームページ上での告知をもって著作権委譲依頼に代えさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

上記の3項目をご了承いただけない場合、あるいはご不審の点があります場合には、2010年2月末日までに本会事務局、または

copyright (at) mathsoc.jp

までお申し出ください。お考えにそえるように最善の努力をいたします。また、本会はこの会告がすべての該当する方々の目に触れることを願っておりますが、何らかの事情でこの会告を知る機会がなかったという理由で該当者からのお申し出があれば、期限後でもあらためて個別に詳しくご説明・ご相談をいたす所存です。

なお、はなはだ勝手ではありますが、お申し出のない場合は、とりあえずご了承いただけるものとして、電子版を公開する時期が来ました段階で、著作物を（暫定的に）掲載させていただきますよう重ねてお願い申し上げます。